

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年4月7日

四日市市公平委員会委員長 富田俊治

公平委員会規則第2号

不利益処分についての審査請求に関する規則の一部を改正する規則

不利益処分についての審査請求に関する規則（昭和40年四日市市公平委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査請求)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>	<p>(審査請求)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 審査請求書には、次の各号に掲げる事項を記載し、<u>審査請求人が記名押印</u>しなければならない。</p> <p>(1)から(9)まで (略)</p> <p>3及び4 (略)</p> <p>(再審の請求)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2及び3 (略)</p> <p>4 前項の書面（以下「再審請求書」という。）には次の各号に掲げる事項を記載し、再審を請求しようとする者が<u>記名押印して</u>正副各1通を公平委員会に提出しなければならない。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(公平委員会事務局)